

## Q6-10 請負契約に対する課税について教えてください。

請負契約とは当事者の一方(請負人)がある仕事の完成を約し、相手方(発注者)がこれに報酬を支払うことを約束することによって成立する契約をいい、工事請負契約、役務請負契約などがあります。請負契約に対する課税につき、設例(工事請負契約)を用いて説明いたします。

日本の会社が、台湾での請負工事を行う場合や台湾での機器の設置業務などを行う場合、支店を開設するか、工事事務所を設置するか、本社が直接行うかの3つの選択肢が考えられます。どの形態で行うかは、政府関係の入札などでは入札条件により支店の開設が必須とされたり、工事事務所の設置が要求されたりしますので、入札条件に十分注意する必要があります。

工事契約(請負契約)においては、機器や部材を台湾外から調達し、据付業務を台湾で行うというのが典型的なパターンですが、外国から輸入した機器・原料の販売部分に関しても原則として台湾源泉所得として据付業務部分とともに契約総額が台湾源泉所得として扱われ、法人税の課税対象となります。支店や工事事務所がある場合は、確定申告を行うこととなりますが、これらが無い場合は原則として源泉徴収にて納税を行います。営業代理人を指名して確定申告を行うことも可能です。

### 1. 源泉徴収

原則として機器・材料代金を含めた総額の 20%が源泉徴収対象となります。しかし、建設工事請負の場合は、所得税法第 25 条によるみなし利益率の適用を申請することが可能であり、認可を受ければ総額の 15%を課税所得とみなして税額を計算することができます。この場合、税額は契約総額の 3%(みなし利益率 15% x 源泉徴収税率 20%)となります。

### 2. 申告納税

申告納税方式による場合においても、所得税法第 25 条の適用が可能です。この場合、収入総額の 15%を課税所得とみなし、法人税率 20%により税額を計算しますので、収入総額の 3%(みなし利益率 15% x 法人税率 20%)が納付すべき税額となります。また、課税所得をみなし所得ではなく、実際の所得に基づいて計算することも可能ですが、この場合、実際の発生原価の妥当性を外部証憑類、日本の公認会計士による証明書などにより立証する必要があります。よって、実際の利益率が 3%よりも低い場合などに、実際の所得ベースでの申告をした結果、一部のコストが否認され結果としては課税額が多くなってしまいうというリスクがありますので、コストの証憑類をそろえることや公認会計士の証明書の入手することに要する手間とコストを勘案して納税の方式を慎重に選択する必要があります。